

胆振から 死亡労働災害を撲滅しよう！

室蘭労働基準監督署独自スローガン

現場力で築く だれもが安心して働ける**いぶり**

特に建設業において労働災害が増えています

令和4年6月から7月にかけて当署管内で、
解体工事現場で足場の組立て作業中に転落し、被災
クレーン作業中に吊り上げた荷が崩れ、被災
解体工事現場で重機の近隣で確認作業中に転落
し、被災 船舶のワイヤー交換作業中に手で支え
ながら巻いていたワイヤーが指をこすり、被災
モルタルミキサーで攪拌中に急停止したため、電
源を落とさずに出口から手を入れ、急に動き出し
た回転部分に巻き込まれ、被災する労働災害が立
て続けて発生しております。

から までの労働災害については、全国安全
週間の準備月間及び本週間中に発生しております。
現場の皆様方におかれましては今一度基本に立ち
戻り、設置している足場等が安全に保持されてい
るか、また特に非定常作業を行わせるにあたり、
リスクアセスメントの実施等入念に行っていただき
ますようお願い申し上げます。

非定常作業時における労働災害防止のためのポイント

1. KY活動、リスクアセスメントを充実させましょう

突発的な故障・トラブル対処作業等復旧を急ぐ作業であっても、現場に関係者を集めて、KY活動やリスクアセスメントを実施し、よりリスクの低い作業手順及び残留リスクを共有したうえで作業を開始

2. 危険源そのものを排除しましょう（本質安全対策）

作業現場における危険の撤去、各種エネルギーの遮断、危険有害物質の除去、作業方法の変更、作業の中止によって、危険源そのものを排除

3. 設備面の災害防止対策を実施しましょう（工学的対策）

本質安全対策の対応で除去できなかった危険性または有害性に対しガード（覆い、さく囲等の立入禁止措置）、安全装置（ストッパー、ロックピン等）、安全設備（作業構台、手すり等）を設置

4. 危険源を認識し、災害を回避しましょう（管理的対策）

工学的対策の対応で除去できなかった危険性または有害性に対して、注意喚起表示（危険箇所の見える化）、「点検中」等の表示札、教育訓練、作業前のKY活動等により災害を回避

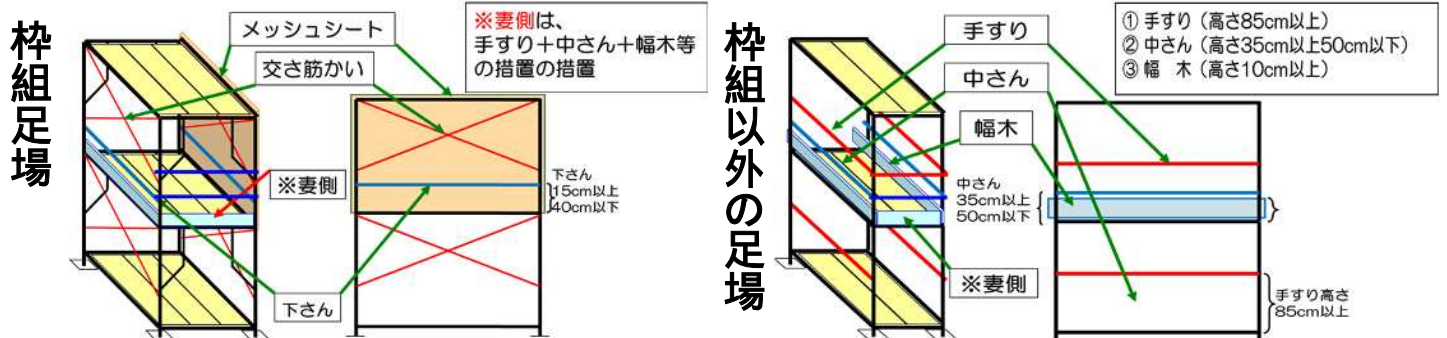
5. 危険源との接触防止を図りましょう（個人用保護具の使用）

管理的対策の対応で除去できなかった危険性または有害性に対して、安全保護具（保護帽、墜落制止用器具、保護メガネ、保安靴、用途に合わせた保護マスク等）を使用して接触等による災害を防止

本足場の設置を前提に検討ください

本年7月に入り、解体工事現場において一部飛散防止用のシートを張るために設置した、本来作業床として使用することを想定していない抱き足場を通路として使用してしまったため、同通路を移動中に体制を崩し、墜落した労働災害が発生しました。

抱き足場は狭いところで設置でき、応用のききやすい足場ですが、単管だけでは作業スペースを確保することが難しく、安全性に欠いてしまうことから、枠組み足場や手すり先行足場の設置を最優先に検討ください。



労働時間相談・支援班による訪問支援

労働時間、年次有給休暇等についてお悩み事がありましたら、室蘭労働基準監督署内に設置した、「労働時間相談・支援班」（電話（0143）23-6131）あて相談してください。